4－15　医療費控除

(1) 医療費控除とは

○医療費控除とは、みなさまのご家族の分も含めて、1年間に支払った医療費が基準額を超えるとき、税務署に確定申告することにより、その超過支払い分の医療費が課税対象の所得から控除され、税金の一部が還付される制度です。
○手続き方法など詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。また、国税庁ホームページからも調べられます。

(2) 医療費控除の対象となる金額

○下記の計算式によって算出された医療費控除額に応じて、税金の一部が還付されます。
「1 年間に支払った医療費」 － 「保険金・給付金等の額」 － 10 万円
※「保険金・給付金等の額」とは生命保険などから支給される給付金や健康保険から支給される高額療養費、出産育児一時金、一部負担還元金、家族療養費付加金が含まれます。
※その年の総所得金額等が 200 万円未満の人は 10 万円ではなく、総所得金額等の 5%の金額となります。
※医療費控除額は上限 200 万円です。

(3) 控除の対象となる医療費

○医療機関に支払った治療費
○治療のための医薬品の購入費
○通院費用、往診費用
○入院時の食事療養・生活療養にかかる費用負担
○歯科の保険外費用
○妊娠時から産後までの診察と出産費用
○あんま、指圧、はり、きゅうの施術費
○義手、義足などの購入費
○医師の証明がある 6 ヵ月以上の寝たきりの人のおむつ代
○医師の指示と証明がある温泉利用型および運動型健康増進施設の利用料
○訪問看護ステーションの利用料
○老人保健施設、療養病床の利用料（介護費・食費・居住費の自己負担分）
○特別養護老人ホームで受けた介護費・食費・居住費の自己負担分の半額
○ケアプランに基づく在宅介護サービスを医療系サービスとあわせて受ける場合の介護費自己負担分
○特定保健指導のうち、一定の積極的支援の対象者が負担する特定健康診査・特定保健指導にかかる費用

(4) 申告の時期

○確定申告の時期は、毎年 2 月 16 日から 3 月 15 日までの1ヵ月間です。ただし、サラリーマンなど給与所得者による医療費控除等の還付申告については、1月からでも受け付けてもらえます。
○申告していなかった分は、5 年前の分まで控除を受けることができます。

(5) 申告に必要な書類

○確定申告書（国税庁ホームページ上で作成可能）、給与の源泉徴収票、印鑑、還付金受取口座の預金通帳、マイナンバーカード（マイナンバーカードを持っていない方はマイナンバー確認書類と身元確認書類）などです。
○医療費控除（セルフメディケーション税制含む）の申告手続きは、平成 29 年分の確定申告から、医療費または医薬品の領収書の添付もしくは提示に代えて「医療費控除に関する明細書」を申告の際に添付する方式に改められ、併せて健康保険組合等が交付する医療費通知を医

療費の明細書として利用できるようになっています。
○申告に係る医療費等の領収書については、確定申告期限等から5年間保存する必要がありますが、添付した医療費通知が一定の要件を満たす場合、その通知に記載された医療費等の領収書については保存が不要となります。
○2022 年 1 月より、健康保険組合等から電子交付された医療費通知データ（XML 形式）を基に、申告者自身が「QR コード付証明書等作成システム」を用いて作成・印刷した「QR コード付控除証明書等」でも、書面申告に使用することが可能となります。

（6）医療費通知について

○当組合では加入者の皆様に一斉に医療費通知を送付することは行っておりません。
令和6年1月受診分以降の医療費通知は Pep Up よりご確認いただけます。
Pep Up の登録完了後、翌々営業日から確認可能です。
○PC/スマートフォンのブラウザ版ホーム画面上の「医療費」から電子申告 e-Tax 用 XML データのダウンロードが可能です。
○PC/スマートフォンのブラウザ版の場合はホーム画面上の「医療費」、スマートフォンアプリの場合は「メディカル」から「医療費」を選択し、「月間医療費のお知らせ一覧」から対象月を選択すると医療費通知が閲覧できます。また医療費通知右上の【PDF ダウンロード】ボタンからダウンロードの上、PDF の印刷が可能です。
※念のため利用可能かどうか税務署にご確認ください。

（7）マイナポータル連携を活用した e-Tax 申請について

○マイナポータルに掲載された医療費通知情報を情報連携することにより、医療費通知情報のデータを取得することができます。
取得したデータを申告書とともに e-Tax で送信した場合、当該医療費通知情報に含まれる医療費については、領収書を保存する必要はありません。
「マイナポータル連携」の詳細は国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。

（8）セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について

○適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、医療費控除制度の特例として、『セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）』が施行されています。
※くわしくはこちらへ